東金市指令第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

東金市長　　　　　　　　　　印

介護保険負担限度額決定通知書

　先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 被保険者氏名 |  |
| 被保険者番号 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 決定年月日 | | 年　　　　月　　　　日 | |  |
| 決定事項 | | | | |
| □承認する | 適用年月日　　　　　　年　　月　　日  　有効期限　　　　　　　年　　月　　日 | | (承認内容)　負担限度額(日額)  　食費  　　（介護予防）短期入所生活（療養）介護 ：　　　　　　　円  　　その他のサービス　　：　　　　　　　円  　居住費  　　(ユニット型個室)　　：　　　　　　　円  　　(ユニット型準個室)　：　　　　　　　円  　　(従来型個室)特養等　：　　　　　　　円  　　　　老健・医療院等　：　　　　　　　円  　　(多床室)　　　　　　：　　　　　　　円 | |
| □承認しない | 理由 | | | |

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

２　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、東金市を被告として（訴訟において東金市を代表する者は東金市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　　⑴　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき　　　。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。